

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の  
検証について

平成 31 年 3 月  
東京都市長会



## はじめに

平成 26 年 2 月、東京都市長会は、「多摩地域におけるシティプロモーションについて」と題し、政策提言を行った。

これは、人口減少社会の本格的到来により、交流人口のみならず定住人口の増加にもつながる地域ブランドの創出や、シティプロモーション等の取組の重要性が高まっていることを受け、多摩地域でも地域の魅力を PR し、「住みたい」「行ってみたい」「働きたい」まちとして、ブランディングの可能性について言及し、提言したものである。

この提言を具現化するものとして、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に多摩・島しょ 39 市町村共同事業「多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業」を実施した。

このほど、同事業の実施期間が終了したことから、3 年間の事業実績を検証・評価するとともに、社会背景の変化も踏まえて政策提言を振り返り、多摩の「まちの魅力」を通して住民の地域への愛着・誇りを高め、内外に魅力を発信し、まちを活性化する方策について、今後の方向性を検討する。



# 目 次

第1章 政策提言「多摩地域におけるシティプロモーションについて」について	1
1 提言の背景・経緯	1
2 提言の概要	1
(1) シティプロモーションの現況と課題	1
(2) 多摩地域の認知調査及び先進事例調査	1
(3) 提言－今後の多摩地域のプロモーションの方向性	2
第2章 多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の検証・評価	3
1 事業概要	3
2 助成実績	4
(1) 助成対象事業	4
(2) 助成事業費	6
3 助成事業の考察・評価	7
(1) 実施事業の内容からの考察	7
(2) アンケート結果からの考察	7
(3) 市町村共同事業助成金審査会委員等の意見からの評価	8
第3章 振り返りから見えてきた課題・成果	9
1 提言及び助成事業の課題	9
2 提言及び助成事業の成果	9
第4章 今後の方向性について	
1 住民の地域に対する愛着・誇りの醸成	10
2 定期的に効果を測定し、成果を挙げる仕組みの必要性	10
おわりに	11
資料編	13
資料1 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付要綱	13
資料2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱	17
資料3 政策提言検証に関するアンケート調査票	19



## 第1章 政策提言「多摩地域におけるシティプロモーションについて」について

平成26年2月に東京都市長会が行った政策提言「多摩地域におけるシティプロモーションについて」（以下「提言」という。）の検証及び評価を行うにあたり、提言の背景、経緯及び概要について確認する。

### 1 提言の背景・経緯

近年の地方分権改革の進展により、自治体においては、より一層自立した自治体経営が求められている。また、自治体を取り巻く経済環境は厳しい状況にある中、人口減少社会の本格的到来により、住民の定着と新たな住民の流入を誘致することで税収の確保につなげようとする動きが活発になっている。このため、それぞれの地域が、多くの人に魅力を理解してもらい、他に埋没することなく選ばれる場所となるためにはどうしたらよいか、多摩地域におけるシティプロモーションについての提言を行った。

### 2 提言の概要

提言は、次の3つの章で構成されている。

#### （1）シティプロモーションの現況と課題

シティプロモーションに関連し、シティセールスという概念もあるが、両者に共通するのは「自治体が明確なビジョンをもって町の魅力を地域内外に積極的にPRすることが、地域住民の地元への愛着と誇りの醸成、対外的にはまちの認知度の上昇につながり、その結果としてヒト・モノ・カネの獲得といった経済効果を見込むことができる。自治体はそこで手に入れた資源を活かして魅力あるまちづくりを進めることができる」といった考えである。

また、人口減少や少子高齢社会の進展は、自治体経営に大きな負担をもたらし、財政面のみならず、コミュニティ機能の維持にも大きな影響を及ぼしている。そのような中、多摩地域のいくつかの市でプロモーション及びセールスに特化した専門のセクションや人事配置を行っている。効果的なプロモーションを行うには、人材の確保、専門的見地からのサポート、戦略に基づいた事業展開が不可欠である。そして、行政だけでなく、住民や企業を巻き込んだ体制づくりが求められている。

#### （2）多摩地域の認知調査及び先進事例調査

多摩地域の認知調査として、多摩地域在住者及び多摩地域外在住者を対象としたネットリサーチを行い、多摩地域に対する認識の実態把握を行った。多摩地域全体、各市町村、スポットの認知度や、多摩地域に対するイメージ、居住

意向等を調査した。

次に、すでにシティプロモーションに取り組んでいる8自治体を視察し、効果的なプロモーションのあり方について検討した。先進事例調査から見えてきたポイントは、それぞれの自治体が持つ市民性・地域性は多様であり、シティプロモーションの手法に決まった形がないことや、外部のみへのPR活動ではなく、住民に目を向けた、本質的な地域活性化を目指すものとなっていたこと、トップの意思が強く反映されることである。一方、シティプロモーションに取り組む際の課題としては、効果の測定が困難であること、また、担当部署のみで十分な取組ができるものではなく、状況に応じて、部署にとらわれない全庁的な取組が必要となることである。

### (3) 提言－今後の多摩地域のプロモーションの方向性

シティプロモーションの目的は、「住民の、地域への愛着・誇りを高め、より一層わがまちを好きになってもらうことで住民を元気にし、活性化していくこと。またそれにより、一度は出て行ったとしても、いつまでも“わがまち”であり続け、いずれは戻ってきて、住み続けたいと思える地域を目指すこと」と考える。外部へのPRが重要であることはもちろんだが、すでに地域で生活している多くの住民に対する取組をより重視し、地域活性化を進めることで、外部からの視線を集めることを優先的に考えるべきである。

多摩地域全体としてのシティプロモーションについては、まず市町村それぞれが自らの特徴を最大限に活かしたPRを内外に行い、その後、「個々でもこれだけ魅力的な市町村が、たくさん集まっているのが多摩地域である」ことを示していく。その際、まとまりとしての多摩地域や、多摩地域内の他市町村のことを、住民がもっとよく知り、理解・共感することで、多摩地域全体を「わがまち」と感じられるようにし、各市町村の魅力発信が、多摩地域全体の活性化につながるようになることを目指す。住民の愛着の対象を多摩地域全体に広げていくには、これまで以上に市町村長同士のパートナーシップや行政施策上の連携、住民レベルでの交流や合同活動を促進していくことが重要である。



第2章 多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の検証・評価

提言を具体化させるため、東京都市長会は、平成27年度から平成29年度までの3年間にわたる助成制度「多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業」を創設した。

本章では、本助成事業の平成27年度から平成29年度までの助成実績を振り返り、実施事業の内容や市町村へのアンケート結果、市町村共同事業助成金審査会委員の意見等から、事業評価を行うこととする。

1 事業概要

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業は、平成27年4月1日に「多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付要綱」を施行し、事業展開を開始した。〔図表1〕

図表1 多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の概要

項目	内容
名称	多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業 (助成金名称：多摩・島しょわがまち活性化事業助成金)
目的	市町村が計画的に実施する、多摩・島しょ地域にある「まちの魅力」を通して住民の地域への愛着・誇りを高め、まちの活性化につながる事業を支援することにより、多摩・島しょ全体の魅力を高めることを目的とする。
助成対象者	多摩・島しょ地域の市町村
助成期間	平成27年度から平成29年度まで
助成対象事業	多摩・島しょ地域の市町村が行う新規事業で、次の①～③のいずれかに該当し、東京都市長会会長が必要と認める事業とする。 ①「まちの魅力」の向上に資する事業 ②「まちの魅力」の発信に資する事業 ③「まちの魅力」の活用に資する事業 (施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び市町村の職員人件費は助成対象外とする。)
助成額	一市町村につき年間300万円以内とする。 (総事業費の10/10を助成)
審査会	市町村長、学識経験者等による「審査会」を設置し、助成事業の適正な執行を図る。
財源措置	(公財) 東京都区市町村振興協会の区市町村振興助成金

2 助成実績

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、多摩・島しょ 38 市町村が助成金を活用し、事業を実施した。

(1) 助成対象事業

平成 27 年度から平成 29 年度までの間、本助成金を活用して各市町村が実施した事業は、〔図表 2-1〕のとおりである。

助成を受けて実施された事業は、3 年間で 49 件（延べ 138 事業）あり、その内の 37 件（75.5%）が、事業区分②「まちの魅力」発信事業で、「まちの魅力」向上事業は 20 件（40.8%）「まちの魅力」活用事業は、23 件（46.9%）である。なお、多くの事業が複数の事業区分に該当する。〔図表 2-2〕

図表 2-1 市町村別助成対象事業一覧

NO.	市町村名	事業名	事業区分			実施年度		
			向 上	発 信	活 用	27	28	29
1	八王子市	八王子の魅力発信事業		○	○	○	○	○
		八王子城跡魅力発信事業		○			○	○
2	立川市	「立川の魅力」発信強化事業	○	○		○	○	○
3	三鷹市	三鷹市魅力向上事業(三鷹の森アニメフェスタ)	○	○		○	○	○
		三鷹市魅力向上事業(太宰治寄託資料一般公開)	○	○		○	○	
4	青梅市	梅の里再生事業		○	○	○	○	○
5	府中市	府中×漫画で活性化！事業			○	○	○	○
6	昭島市	あきしま郷土芸能まつり、昭島ブランド・フードグランプリ、昭島市産業まつり(3カ年別事業)		○		○	○	○
7	調布市	調布市魅力発信事業		○		○	○	○
8	町田市	地域の魅力発信・向上支援事業	○	○		○	○	○
9	小金井市	チャレンジデー事業	○	○		○	○	
10	小平市	小平まち歩き事業		○	○		○	○
11	日野市	日野人ちよこつと散歩会			○	○	○	○
		水都日野わがまち活性化業務	○	○	○	○	○	○
12	東村山市	シティプロモーションの推進		○		○	○	○
13	国分寺市	国分寺市×宇宙 まちに眠る魅力発掘事業	○	○	○	○	○	○

NO.	市町村名	事業名	事業区分			実施年度		
			向 上	発 信	活 用	27	28	29
14	国立市	LINK くにたち 2015～2017			○	○	○	○
15	福生市	まちの魅力発信支援委託事業		○		○	○	
16	狛江市	まちの魅力を再発見「狛江郷土カルタ」作成事業			○	○	○	○
		チャレンジデー事業	○			○	○	○
		こまえの魅力創作展事業	○			○	○	○
		狛江古代カップ多摩川いかだレース		○		○	○	○
17	東大和市	ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊		○	○	○	○	○
18	清瀬市	清瀬市シティプロモーション推進事業		○		○	○	○
19	東久留米市	東久留米市ブランド認定ならびに広域発信事業	○	○	○	○	○	○
20	武蔵村山市	武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合事業	○			○	○	○
21	多摩市	映画「耳をすませば」上映会等事業、せいせきみらいフェスティバル、日本アニメーション(株)と協働による魅力発信事業(3ヵ年別事業)		○		○	○	○
22	稲城市	友好都市交流事業	○	○		○		
		観光推進事業	○	○	○	○	○	○
23	羽村市	はむらの魅力発信・知名度向上事業		○		○	○	○
24	あきる野市	秋川渓谷観光統計・プロモーション事業		○		○	○	○
		市民体力向上推進事業			○	○	○	○
25	西東京市	めぐみちゃんメニューフェスタ		○	○	○	○	○
		文化財を活用した西東京市の魅力発見・発信事業	○	○		○	○	○
26	瑞穂町	東京みずほブランド事業		○		○	○	○
		残堀川ふれあいイベント事業		○	○	○	○	○
27	日の出町	トップアスリートによるスポーツ講演会・スポーツ教室・交流戦			○	○	○	○
28	檜原村	檜原村魅力発見事業	○	○	○	○	○	○
29	奥多摩町	奥多摩町魅力発信事業		○		○	○	○
30	大島町	水産・観光活性化事業		○	○	○	○	○
31	利島村	利島村国際化推進事業	○	○	○	○	○	○
32	新島村	新島村魅力発信事業		○		○	○	○

NO.	市町村名	事業名	事業区分			実施年度		
			向 上	発 信	活 用	27	28	29
33	神津島村	ウォーキング大会地域活性化事業			○	○	○	○
		島しょサッカー大会「まちの魅力」向上事業	○			○	○	○
34	三宅村	観光宣伝事業	○		○	○	○	○
35	御蔵島村	御蔵島花火大会	○	○	○	○	○	○
36	八丈町	八丈島魅力発見事業、八丈島魅力発信事業		○		○	○	○
37	青ヶ島村	青ヶ島魅力発信事業	○	○			○	
38	小笠原村	小笠原諸島魅力向上・発信事業		○	○	○	○	○
年度 計						46	48	44

図表 2-2 事業区分ごとの事業件数

事業区分	事業件数
① 「まちの魅力」向上事業	20 件 (40.8%)
② 「まちの魅力」発信事業	37 件 (75.5%)
③ 「まちの魅力」活用事業	23 件 (46.9%)
合計	49 件

\*複数の事業区分に該当する事業があるため、事業数合計は事業件数の合計と合致しない。

(2) 助成事業費

平成 27 年度から平成 29 年度までの間の各年度における助成事業費は、以下のとおりである。〔図表 2-3〕

平成 27 年度は 37 市町村、平成 28 年度は 38 市町村、平成 29 年度は 35 市町村が本助成事業を活用し、3 年間での純計は 38 市町村であった。

いずれの年度も、助成対象となった一市町村あたりの執行率は 85% を越えており、申請のあった市町村においては、助成制度が十分活用されたと考えられる。

図表 2-3 助成事業費実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
総助成事業費 (市町村数)	95,741,609 円 (37 自治体)	107,101,981 円 (38 自治体)	100,218,011 円 (35 自治体)	303,061,601 円 (* 38 自治体)

\* 3 年間で純計 38 自治体が申請

### 3 助成事業の考察・評価

助成を受けて実施された事業の内容や、39市町村担当者を対象に実施した本助成制度についてのアンケート結果について通覧し、考察を行う。あわせて、市町村共同事業助成金審査会委員等の意見から、本制度への評価を整理する。

#### (1) 実施事業の内容からの考察

本制度では、複数の事業区分を組み合わせた複合型として申請することも可能で、多くの事業が複合型となっている。事業区分①「まちの魅力」向上事業は、地域資源を発掘したり、既存のものの魅力を強化し、まちの魅力を高める区分で、食品や飲食メニューを募集し、地域ブランドとして認定し、周知する事業等があった。事業区分②「まちの魅力」発信事業は、特定の地域資源を対象とするものから、地域の産品やイベント等地域全般にわたり対象とするものまで、地域資源を内外に発信する区分であり、申請事業のうち、8割近くがこれに該当している。例えば、自治体の魅力を伝える映像をさまざまな媒体で放映したり、住民と連携して情報発信するといった事業が多かった。事業区分③「まちの魅力」活用事業は、既存の地域資源を活用する区分で、既存のイベントのレベルアップや、一定の知名度を有するコンテンツを活用した事業等があった。

#### (2) アンケート結果からの考察

本助成事業の事業検証を行うにあたり、平成30年4月に、多摩・島しょ地域39市町村に対し、アンケート調査への協力を依頼し、39市町村から回答を得た。ここでは、アンケート結果から見える、本制度に対する各市町村の評価をまとめた。助成金を活用した自治体38団体からの回答について、分析を行う。

本助成金を活用し、シティプロモーションに役立ちましたかという問いに対しては、活用した38自治体すべてが「はい」と回答している。

理由としては、「地域内へ地域の魅力をPRできた」、「住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができた」との回答が多かった。

次に、1市町村あたりの助成限度額(300万円)が適切かと聞いたところ、「少ない」が2自治体、「適当である」が36自治体であり、「多い」と答えた自治体はなかった。〔図2-4〕

また、「少ない」と答えた自治体に、具体的にどんなことに事業費が必要か聞いたところ、「事業認知のための先行投資」、「外国人講師の派遣委託料」とのことであった。

図表 2-4 Q:助成限度額(300万円)は適当であったか。

回 答	計
少ない	2 団体 (5.3%)
適当である	36 団体 (94.7%)
多い	0 団体 (0%)
計	38 団体 (100%)

次に、本助成事業を活用して開始した事業を、助成終了後も実施しますかという問いに、「する」が25自治体、「しない」が12自治体あった。〔図2-5〕  
「しない」理由として、ほぼすべてが「財政的に困難」と回答している。

図表 2-5 Q:助成終了後も、事業実施するか。

回 答	計
する	25 団体 (65.8%)
しない	12 団体 (31.6%)
一部継続	1 団体 (2.6%)
計	38 団体 (100%)

最後に、本助成金を活用した取組を行う際に、課題であったことを聞いたところ、「成果・効果が測りづらい」、「人員、体制が不十分」が多かった。

### (3) 市町村共同事業助成金審査会委員等の意見からの評価

市町村共同事業助成金審査会では、年度ごとに助成金の交付申請がされた事業について、助成対象として適切であるか否かの審査を行った。

また、助成を受けて事業を実施した市町村をいくつか取り上げ、審査会委員やその他市町村長、各市町村担当者に実施内容を紹介する報告会を毎年開催している。

同審査会で、定住人口や交流人口を増やす取組をより前進させてほしいという意見があった。また、同報告会で、一定期間継続してきた事業について、事業効果の検証も必要な段階ではないかという指摘があった。そのほか、総括として、各町村が取り組む様々な事業の積み重ねが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、地域活性化の機運醸成につながることへの期待が述べられた。

### 第3章 振り返りから見えてきた課題・成果

ここまでの振り返りにより、課題と同時に本助成事業が多摩・島しょ地域のシティプロモーションにどのように寄与したかという点が見えてきた。

#### 1 提言及び助成事業の課題

アンケートによると、成果目標を達成していない自治体は 38 自治体中 8 団体であった。達成しなかった理由としては「目に見えての成果が達成できなかった」「3年間では成果が十分にあげられなかった」などがあげられた。

また、助成を活用して取組を行った際の課題として「成果・効果が測りづらい」との回答が多くあった。これらのことから当事業は事業実施における初動対策には効果があったものの、シティプロモーションが目に見えての効果が現れるまでに時間がかかることから、3年間という期間の中では十分な成果をあげられなかったケースもあったことがわかる。

#### 2 提言及び助成事業の成果

一方で、助成金を活用したすべての自治体が、助成金がシティプロモーションに役に立ったと回答している。

特に「住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができた」「地域内に地域の魅力をPRできた」という回答が多かった。これは多摩地域全体の住民へのPRという視点では政策提言の「まとまりとしての多摩地域や多摩地域内の市町村のことを住民がもっとよく知り、理解、共感することで多摩地域全体を「わがまち」と感じられるようにする」という取組の方向性に沿って事業が実施された結果であると言える。

また、アンケートを補足するために行った電話でのフォローアップ調査においても「助成金を活用し、既存の事業の中で新たな取組みを行うことで、地域内外に地域の魅力をPRすることが出来、愛着、誇りの醸成ができた」という回答が多くあった。このような地域での積極的なPRによって住民の地域に対する愛着や誇りが高まったことは助成事業の成果と言えよう。

助成終了後の事業継続意向の問いには半数以上の自治体が「継続する」と回答した。この結果からは助成金がシティプロモーションの初動支援として活用され、助成終了後の継続的な活動へ一定の成果があったことが伺える。今後は、明確な成果目標を立てたことで現在も事業継続出来ているケースを参考としながら、各市町村のシティプロモーションがより一層活性化することを期待したい。

## 第4章 今後の方向性について

これまでに見てきた、多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の実施実績や成果・課題を踏まえ、今後の多摩・島しょのシティプロモーションの方向性について言及する。

### 1 住民の地域に対する愛着・誇りの醸成

政策提言では、「シティプロモーションの目的は、住民の地域への愛着・誇りを高め、より一層わがまちを好きになってもらうことで住民を元気にし、活性化していくこと。またそれにより、一度は出て行ったとしても、いつまでも”わがまち”であり続け、いずれは戻ってきて、住み続けたいと思える地域を目指すこと」としていたが、アンケートで「住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができた」という市町村は27自治体で、「地域内に地域の魅力をPRできた」は31自治体であった。半分以上の市町村で、シティプロモーションの基本となる、地域内住民への魅力発信を行い、愛着・誇りを高めることができた。

また、政策提言で、シティプロモーションの鍵となる地域資源は「住民の地域への愛着・誇りの源となっており、まちの活力に繋がる」もので、そのような地域資源を見守り、育てていくこと、対外的にPRしていくことが行政の役割として挙げられていた。アンケートで「地域ブランドを育成（強化）できた」と回答した市町村に具体的な地域ブランドを問うたところ、地域のお祭りや地域にゆかりのあるキャラクター、あるいは特産品を活かした土産品等、住民と協働で作っていったものや、育てていったものが多かった。

本助成金を活用して発掘し、育ててきた地域の魅力を、今後も行政と住民が共有し、協働して育てていくことを期待したい。

### 2 定期的に効果を測定し、成果を挙げる仕組みの必要性

本助成金では、成果目標を設定し、毎年度評価することとなっていたが、3年間で成果目標を達成した市町村は30自治体であった。成果目標の内容はさまざまであったが、目標とする数値を設定せず、数の増減以外の状況のみを成果目標とした市町村は11自治体で最も多かった。ある程度具体的な目標がなければ、達成度を確かめづらい。一方、行政は公平性を担保する必要があることから、事業のターゲットを絞りづらい傾向にあり、総花的でつかみどころのない目標を設定しがちである。しかしながら、現状を認識し、目指す姿を描き、明確な戦略を立てていけば、自ずとターゲットや目標が定まっていくであろう。こういった事業は目標や成果を確かめながら行わないと、実施する意義が薄れてしまう。そのため、定期的に効果を測定しながら改善していく仕組みを定着させるべきである。今後は、このようなことも念頭に置いて事業を計画・実施する必要がある。



### おわりに

本助成金を活用し、多摩地域の市町村でさまざまな活動がなされた。今後も引き続きそれぞれの魅力的な事業を実施し、発展させてほしい。

政策提言では、多摩地域全体でのプロモーションについて、「まず市町村それぞれが自らの特徴を最大限に活かした PR を内外に行い、その後、個々でもこれだけ魅力的な市町村が、たくさん集まっているのが多摩地域である」ことを示すことが述べられている。今後は、個々の市町村の魅力的な活動を継続すると同時に、多摩地域全体での愛着醸成や魅力発信を行うことを期待したい。

東京都市長会では、平成30年度より、多摩・島しょ広域連携活動助成事業を改正し、複数自治体による連携組織による観光振興に資する事業の支援を開始するなど、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりとしてさまざまな取組を進めている。今後も状況に応じて、多摩・島しょ地域の自治体へ支援を行い、多摩・島しょ地域のさらなる振興に取り組んでいきたい。

## 資 料 編

- 資料 1 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付要綱
- 資料 2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱
- 資料 3 政策提言検証に関するアンケート調査票  
(対象：助成申請をした 38 市町村の事業担当課 (①)  
及び助成申請をしなかった 1 市町村の企画担当課 (②))

## 資料1 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付要綱

## 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村（以下「市町村」という。）に対して、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、市町村が計画的に実施する、多摩・島しょ地域にある「まちの魅力」を通して住民の地域への愛着・誇りを高め、まちの活性化につながる事業を支援することにより、多摩・島しょ全体の魅力を高めることを目的とする。

(事務の委任)

第3条 町村会は、本要綱に係る事務の執行については、市長会に委任する。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、市町村とする。

2 助成金の申請者は、市町村長（以下「申請者」という。）とする。

(助成期間)

第5条 本要綱における助成は、平成27年度から平成29年度までの間とする。

(助成対象事業)

第6条 助成対象事業は、次の各号の一に該当し、前条に規定する助成期間内において新たに実施する事業のうち、市長会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業とする。

- (1) 「まちの魅力」の向上に資する事業
- (2) 「まちの魅力」の発信に資する事業
- (3) 「まちの魅力」の活用に資する事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び市町村の職員人件費を除く。以下同じ。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一市町村につき年間300万円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、毎年度、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付申請書（様式1）
- (2) 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業計画書総括表（様式2）

(3) 多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業計画書（様式3）

(4) その他会長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする申請者は、原則として平成27年度から29年度までの3年間で一定の成果を見込める事業計画を立案し、初年度に多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業計画書総括表（様式2）により提出しなければならない。

3 複数年度にわたり同一事業の助成を受けようとする場合においても、毎年度、助成金の交付を申請しなければならない。

（交付決定及び通知）

第9条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金交付・不交付決定通知書（様式4）により通知する。

（助成事業の遂行）

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画（以下「事業計画」という。）に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

（助成事業の変更）

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更（各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く。）の必要が生じたときは、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金変更交付申請書（様式5）に多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業変更計画書総括表（様式6）、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業計画書（様式3）及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金変更交付・不交付決定通知書（様式7）により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金取下申請書（様式8）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金取下承認通知書（様式9）により通知する。

（軽微な変更の届出）

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により会長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金実績報告書(様式10)に多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業実績調書総括表(様式11)、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金事業実績調書(様式12)、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他会長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金確定通知書(様式13)により被交付決定者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第16条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょわがまち活性化事業助成金請求書(様式14)(以下「請求書」という。)を別に定める日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の管理執行)

第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に基づいて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 会長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 事業の実施に際して、法令に違反したとき
- (3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに会長に返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、市長会事務局企画政策室が所管する。

(事業への協力)

第20条 町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会は、市長会から事務の執行に際し、協力の依頼があった場合は、協力するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日限りにその効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

## 資料2 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

## 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

(設置)

第1条 東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）は、市長会及び町村会が多摩・島しょ地域の魅力を高めるために実施する助成金の交付にあたり、その適否を審査させるため、市町村共同事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(事務の委任)

第2条 町村会は、本要綱に係る事務の執行について、市長会に委任する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、市長会会長の求めに応じて対象事業の内容を審査し、助成金申請者に対し必要に応じて事業実施に係る助言を行うとともに、市長会会長に助成金交付の適否について報告する。

(組織)

第4条 審査会は、市長会会長を除く次に掲げる6名の委員をもって組織する。

- (1) 市長会の代表 1名
- (2) 町村会の代表 1名
- (3) 学識経験者 2名
- (4) 市長会事務局長
- (5) 町村会事務局長

2 委員は、市長会会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長等)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は審査会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて審査会を招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員報酬等)

第7条 第4条第1項第3号に規定する委員については、東京都市長会附属協議会に対する補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）第3条第3号の基準に準じて報酬等を支給する。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、市長会事務局企画政策室において処理する。

（事業への協力）

第9条 町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）は、市長会から事務の執行に際し協力の依頼があった場合は、協力するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際に、調査会の市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱（平成22年4月1日施行）第3条第2項の規定により、委員に委嘱されている者については、第4条第2項の規定に係らず、委員に委嘱したものとみなす。この場合の委員の任期は、第4条第3項の規定に係らず、平成28年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。



資料3 政策提言検証に関するアンケート調査票

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業に関するアンケート①

No	設問	回答欄
1	(1) 本助成金を活用し、シティプロモーションに役立ちましたか。 1 はい 2 いいえ	
	(2) (「2 いいえ」を選択された場合) 理由を記入してください。	
2	(1) <u>本助成金を活用した事業の成果として、当てはまるものを選んでください。(複数選択可)</u>  1 住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができた 2 地域のイメージの向上につなげるための地域資源を育成(強化)できた 3 地域内に地域の魅力をPRできた 4 地域外へ地域の魅力をPRできた 5 交流人口の増につながった 6 地域産業を活性化できた 7 住民との連携を深められた 8 民間との連携を深められた 9 大学との連携を深められた 10 ボランティアを育成できた 11 その他 12 成果なし	
	(2) (「11 その他」を選択された場合) 内容を記入してください。	
3	(1) <u>本助成金を活用したことにより得られた成果として、当てはまるものを選んでください。(複数選択可)</u> 1 事業費の担保があることにより、シティプロモーション事業の企画・実施に結びついた 2 初動に必要な費用の助成により、シティプロモーション事業を自立につなげることができた。	

		<p>3 財源不足により実施できなかった事業を行うことができた。</p> <p>4 その他</p> <p>5 成果なし</p>	
	(2)	<p>(「4 その他」を選択された場合) 内容を記入してください。</p>	
3	(1)	<p>(2で「2 地域のイメージの向上につなげるための地域資源を育成(強化)できた」を選択された場合) 対象の地域資源が該当するものを選択してください。(複数選択可)</p> <p>1 自然資源(森、川、農地、生物等)</p> <p>2 歴史資源(遺跡、文化財、歴史的建造物、郷土出身者(故人)等)</p> <p>3 文化資源(伝統芸能、祭、生活文化、イベント等)</p> <p>4 都市資源(建築物、公園、街路、景観等)</p> <p>5 人的資源(技能者、技術者、研究者、郷土出身者(生)等)</p> <p>6 情報資源(研究成果、知財、アニメ、キャラクター等)</p> <p>7 特産資源(農林水産物、加工品等)</p> <p>8 産業資源(地場産業、伝統産業、地元の有力企業、市における基幹産業、工業製品等)</p> <p>9 上記以外</p>	
	(2)	<p>(「9 上記以外」を選択された場合) 内容を記入してください。</p>	
	(3)	<p>地域資源の具体的な名称をお教えてください。(例:市公式キャラクター〇〇、町を舞台とした映画「〇〇」、村特産の野菜を使ったメニュー等)</p>	
4	(1)	<p>本助成金を活用し、初年度に設定した成果目標(初年度の様式2に記載)を達成されましたか。</p> <p>1 はい</p> <p>2 いいえ</p>	

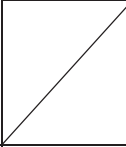
	(2) 「2 いいえ」を選択された場合 その理由(経過等)を記入してください。	
	(3) 成果目標(初年度の様式2に記載)をお教えてください。	
	成果目標は次のうちどれに当てはまりますか。(複数選択可) 1 数値(来場者数等、直接的な結果や量。アウトプット指標) (4) 2 数値(認知度等、発生する効果。アウトカム指標) 3 数値は設定していないが、数の増減状況 4 数の増減以外の状況	
	(5) 成果指標の達成状況を記入してください。(例:平成26年度〇% →平成29年度〇%)	
	(6) 事業の実施状況を振り返り、設定した成果目標に関して感想や 意見があればお教えてください。	
5	(1) 本助成金の助成限度額は、1市町村あたり年間300万円とな っていますが、どのように思われますか? 1 少ない 2 適切である 3 多い	
	(2) 「1 少ない」を選択された場合 どんなことに費用が必要か、内容とおよその金額をお教えてください。	
	(3) 「3 多い」を選択された場合 選択した理由を記入してください。	

6	(1)	本助成金を活用して開始した事業について、助成終了後も実施しますか。 1 する 2 しない	
	(2)	(「1 する」を選択された場合) 平成 30 年度の事業内容とおよその金額をお教えてください。	
	(3)	(「2 しない」を選択された場合) その理由を記入してください。(複数選択可)  1 人員、体制が不十分であるため 2 財政的に困難 3 目的を達成した 4 他の取組を実施 5 その他	
(4)	(「5 その他」を選択された場合) 内容を記入してください。		
7	(1)	本助成金を活用した取組を行った際に、課題であったことをお教えてください。(複数選択可) 1 人員、体制が不十分 2 財源不足 3 成果・効果が測りづらい 4 住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができない 5 地域のイメージの向上につなげるための地域資源を育成(強化)できない 6 地域内に地域の魅力が認知されない 7 地域外に地域の魅力が認知されない 8 交流人口が増えない 9 地域産業を活性化できない 10 住民との連携ができない 11 民間との連携ができない 12 大学との連携ができない 13 ボランティアを育成できない 14 その他	

	(2)	(「14 その他」を選択された場合) 内容を記入してください。	
	(3)	上の選択肢に挙げた課題を解決できた事例がありましたらお教えください。	
8	(1)	本助成金を活用した取組に限らず貴自治体におけるシティプロモーション全般に関する課題をお教えてください。(複数選択可)	
		1 人員、体制が不十分	
		2 財源不足	
		3 成果・効果が測りづらい	
		4 住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができない	
		5 地域のイメージの向上につなげるための地域資源を育成(強化)できない	
		6 地域内に地域の魅力が認知されない	
		7 地域外に地域の魅力が認知されない	
		8 交流人口が増えない	
		9 地域産業を活性化できない	
		10 住民との連携ができない	
		11 民間との連携ができない	
		12 大学との連携ができない	
		13 ボランティアを育成できない	
		14 その他	
15 今後はシティプロモーションに取り組む意向はない			
	(2)	(「14 その他」を選択された場合) 内容を記入してください。	
9	(1)	その他、ご意見等がありましたら、ご記入ください。	

多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業に関するアンケート②

No.	設問	回答欄
1	<p>貴市町村が、平成 27 年度から同 29 年度に本制度を申請しなかった理由についてお聞かせください。(一つのみ選択)</p> <p>1 当該制度が使いづらいため</p> <p>2 他の補助金を活用したため</p> <p>3 自主財源で実施したため</p> <p>4 シティプロモーションに取り組む意向がないため</p> <p>5 その他</p>	
	<p>(「1 当該制度が使いづらいため」を選択された場合)使いづらい理由をお教えてください。</p>	
	<p>(「5 その他」を選択された場合)内容を記入してください。</p>	
2	<p>本助成金を活用した取組に限らず貴自治体におけるシティプロモーション全般に関する課題をお教えてください。(複数選択可)</p> <p>1 人員、体制が不十分</p> <p>2 財源不足</p> <p>3 成果・効果が測りづらい</p> <p>4 住民の地域に対する愛着や誇りの醸成ができない</p> <p>5 地域ブランドを育成(強化)できない</p> <p>6 地域内に地域の魅力が認知されない</p> <p>7 地域外に地域の魅力が認知されない</p> <p>8 交流人口が増えない</p> <p>9 地域産業を活性化できない</p> <p>10 住民との連携ができない</p> <p>11 民間との連携ができない</p> <p>12 大学との連携ができない</p>	                      

	13 ボランティアを育成できない 14 その他 15 シティプロモーションに取り組む意向はない	
3	その他、ご意見等がありましたら、ご記入ください。	





平成 31 年 3 月

**多摩・島しょわがまち活性化事業助成事業の  
検証について**

発 行 東京都市長会事務局 企画政策室

〒183-0052

東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内

TEL : 042-384-6396

FAX : 042-384-6978

